

会 議 録（要旨）

会議の名称	令和2年度第2回茨木市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	令和2年12月25日（金） 午前 10時00分 開会 午前 11時30分 閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館2階 203号室
出席者	[委員] 村上 亨 梅宮 典子 加賀 有津子 田中 正人 柳原 崇男 【5人】
欠席者	花田 眞理子 【1人】
事務局職員	吉田産業環境部長、徳永産業環境部理事兼商工労政課長、 入江商工労政課総務係長、酒井商工労政課職員 【4人】
開催形態	公開
議題（案件）	(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について 「（仮称）イオンタウン茨木太田」（新設） 「大阪府食品流通センター」（新設） (2) その他
配布資料	(1) 審議案件の概要（（仮称）イオンタウン茨木太田） (2) 審議案件説明資料（（仮称）イオンタウン茨木太田） (3) 審議案件の概要（大阪府食品流通センター） (4) 審議案件説明資料（大阪府食品流通センター）

議事の経過

1 開会あいさつ

事務局：開会のあいさつ

2 委員及び事務局職員紹介

事務局：各委員及び事務局職員の紹介

3 会議の公開について

事務局：会議の公開について説明及び傍聴希望者の報告。

⇒昨年度の審議会で決定したとおり、審議会は原則公開とし、非公開事項該当案件が発生した場合はその都度審議を行うこととし、今回の審議案件については公開とすることについて、各委員了承。

※事務局：以降の議事進行を会長に依頼

4 本審議会への設置者の出席について

会長：今回の審議において設置者に出席を求め、現状の説明を聞くことについて提案。

⇒設置者に出席を求めることについて、各委員了承。

※設置者入室

5 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（(仮称)イオンタウン茨木太田）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 南側の出入口付近における滞留スペースの有無について。
- (2) ローレルハイツ内の道路における通過交通の防止に対する交通誘導員の配置状況について。
- (3) 交通量調査を平成 29 年に実施しており、その後に周辺状況が変化していることについて。
- (4) 西河原交差点の混雑状況への配慮について。
- (5) 西河原交差点の交通量の検討において、休日のピーク時（14 時台）の歩行者による低減率を 0.15（歩行者が少ない想定）で計算していることについて。
- (6) 計画地北東側の交差点（現在は信号あり）が、交通量調査時には無信号であったため交差点需要率が計算されていないことについて。
- (7) 計画地西側の敷地境界地点において、騒音予測の結果が規制基準に近い数値となっていることについて。
- (8) 立て看板以外の来客車両の周辺住宅地への流入対策について。

- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響により追手門学院大学の学生が現在は半分程しか通学していないが、今後全面的に通学するようになった場合等、大学側の人数の変化等に対して迅速に対応できる体制の必要性について。
- (10) J R 茨木駅前のイオンモール茨木とのすみ分けについて。
- (11) 駐車場の照明や店舗の壁面照明において、工夫している点や周辺の住宅に対する配慮について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 滞留スペースを設ける予定はないが、外に滞留しないように誘導していきたいと考えている。また、オープン時等は茨木市及び警察とも協議のうえ対策をとっていききたいと考えている。
- (2) 交通誘導員を配置するにしても通る車がお客様の車かどうかを特定できないため、基本的には立て看板やチラシ等で通過交通の防止対策を実施していきたいと考えている。また、ローレルハイツに関しては、オープン時の警備が固まってから説明に行くことになっているため、そこで役員の方と意見交換をさせていただきながら安全対策を検討していきたいと考えている。
- (3) 交通量調査の実施時期については、今回の届出施設の規模等から事前協議の期間を勘案してこの時期に実施しているが、交通の状況は大きくは変わっていないと考えている。大学がこの後にできているが、都市計画の中で計画地区全体で検討されており、そのデータも盛り込んで交通予測を実施しているため網羅できていると考えている。
- (4) 慢性的に混雑しているということは把握しているため、オープン時等は状況を見ながら交通誘導員を配置して、できるだけ対策をとるよう検討していきたいと考えている。
- (5) 休日は歩行者は少なく、交差点需要率への影響はあまりないと考えている。また、平日についても、通学児童が多い朝及び 15～16 時台が歩行者のピーク時となっているため、計算の対象としているピーク時（11 時台）では歩行者の影響はあまりないと考えている。
- (6) 信号設置後に計算をし直しており、結果として混雑度も交差点需要率も基準内の結果となっている。
- (7) 設備が近くに設置されているため規制基準に近い予測結果となっているが、実際に影響を与える民家については安威川をはさんだ住居地点となっており、その地点では騒音としては十分に小さい値となっているため大きな影響は与えないと考えている。また、北側の住居地点は計画地に近く、室外機等の機械が並んでいるため、遮音壁を設置して住民の方にご迷惑にならないよう配慮をしている。
- (8) ホームページによる基本動線の誘導を行う等、案内方法については社内で検討を行う。
- (9) 追手門学院大学の学生支援課の方とは既に定期的に協議を始めており、交通状況等の問題を現場で共有し合っていこうと考えている。
- (10) 当店舗は近隣型で食料品や日用品等の生活必需品の品揃えとなっており、J R

茨木駅前の店舗はファッションや映画館もあり完全には分けられないが、生活必需品については商圈を分離することができると考えている。

- (11) 夜間は防犯上必要なところのみ点灯し、住宅側には光がいかないよう、反射板や足元を照らすタイプの照明等を設置し、近隣の方にご迷惑をかけないような照明計画としていきたいと考えている。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示。

- ・市の意見はなし。
- ・開店後における必要な交通対策の実施を求める附帯事項の提案。

委員：事務局の提案どおりで異議なし。

③総括

本件については市の意見はなし。ただし、審議の結果、「開店後における必要な交通対策の実施」に関して、附帯事項を付け加える。

6 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について（大阪府食品流通センター）

事務局：届出内容について説明。

①設置者に対する質疑

○各委員の質問は次のとおり。

- (1) 荷さばき施設の面積が通常よりも大きいことについて。
- (2) 交通予測の前提条件について。
- (3) 来客者の特性について。
- (4) 来退店経路の周知方法について。
- (5) 既存A棟及びその他の棟（B棟、C棟、D棟）の用途について。

○上記の質問に対する設置者の回答は次のとおり。

- (1) 一般的な小売店舗の荷さばきは1階と2階の荷さばき施設の部分で行うが、今回の店舗は卸売施設となっており、各店舗への配送業務における荷物の搬入を事業所用の駐車スペースで行うことを勧告して、事業所用の駐車場についても荷さばき施設として取り扱っている。
- (2) 交通量調査を行った時点ではまだ既存の店舗が営業しており、店舗に来られるお客様や配送用の車を含んだ実際の交通量に、大規模小売店舗立地法の指針上

の台数を加算して検討している。必要駐車場台数についても、大規模小売店舗立地法の指針上の台数と既存の店舗から推定した台数との2種類を算出し、多い方で検討しているため、今回の交通予測から既存店舗にいられていたお客様の分を除いたものが実際の将来の交通量になると考えている。

- (3) 一般家庭の方もいるが、主には居酒屋等の飲食店の経営者が食材を購入するために来店されるケースが多い。
- (4) 月に1回土曜日に「こだわり市」というイベントを行っており、その日に一般のお客様が来店されることが多いため、イベント開催時にはチラシ等で来退店経路を周知したり、ホームページ上に写真で経路を掲載している。
- (5) 既存A棟については今後の計画となるが、小売業を行う施設となる予定はない。その他の棟については、B棟、C棟、D棟ともに加工場や配送施設となっている。

⇒以上をもって設置者に対する質疑は終了。設置者退室。

②答申に関する審議

○答申に関する審議内容は次のとおり。

事務局：検討結果の提示。

・市の意見はなし。

委員：事務局の提案どおりで異議なし。

③総括

本件については市の意見はなし。